

熊野川濁水対策技術検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「熊野川濁水対策技術検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討会は熊野川の濁水軽減対策について、技術検討と助言を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 検討会は、別表1に掲げる委員により構成する。ただし、検討会が必要と認めるときは、当該委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(座長)

第4条 検討会には座長を置く。
2 座長は検討会を代表し、議事を統括する。
3 座長が諸般の都合により出席できない場合は、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(設置期間)

第5条 検討会は、第2条に規定する目的を達成した時点で解散する。

(情報公開)

第6条 本検討会は原則として非公開とし、検討会の議事要旨を各委員に確認のうえ近畿地方整備局河川部のホームページに掲載する。

(雑則)

第7条 検討会の運営及び議事に必要な資料の作成等、庶務は近畿地方整備局河川部河川管理課が行う。
2 この規約に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、検討会に諮って定める。

附 則 この規約は、平成26年 6月23日から施行する。

(別表1)

熊野川濁水対策技術検討会 委員名簿

委員	京都大学防災研究所 教授	藤田 正治
委員	京都大学防災研究所 教授	角 哲也
委員	立命館大学理工学部 教授	里深 好文
委員	京都大学農学研究科 教授	谷 誠
委員	国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部 水環境研究官	福濱 方哉
委員	(独)土木研究所水工研究グループ水理チーム 上席研究員	箱石 憲昭
委員	(独)森林総合研究所 水土保持研究領域山地災害研究室 室長	大丸 裕武
委員	電源開発(株)西日本支店 支店長代理	池口 幸宏
委員	近畿地方整備局河川部 地域河川調整官	藤村 正純
委員	近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所 所長	野口 隆
委員	近畿中国森林管理局計画保全部治山課 課長	徳留 善幸